

高圧ガス保安法実務マニュアル

(販 売 業 者 編)

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則
の適用を受ける販売業者に適用する。

販 売 業 者 と は

高圧ガスの販売の事業を営む（高圧ガスの引き渡しを継続かつ
反復して営利の目的をもって行う）ために届け出た者

< 目 次 >

	頁
高圧ガス販売事業届 -----	1
高圧ガス販売主任者届 -----	4
販売に係る高圧ガスの種類変更届 -----	5
代表者等変更届 -----	6
高圧ガス販売事業承継届 -----	7
高圧ガス販売事業廃止届 -----	8
様 式 -----	9

平成 1 9 年 4 月

福島県生活環境部県民安全領域

高圧ガス販売事業届

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が、法第20条の42に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりであります。

- 1 届出単位 販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 事業開始の日の20日前までに行うこと。
- 3 提出先 販売所の所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は申請者返戻用になります。）
- 5 留意事項

(1) 販売するガスの種類により、適用となる規則が次のとおり異なります。

区分	主な高圧ガスの種類	適用範囲
1 冷凍設備内の高圧ガス	20冷凍トン（冷媒ガスがフルオロカーボンの場合は50冷凍トン）以上の冷凍設備内における高圧ガス	冷凍則
2 液化石油ガス	液化石油ガス	液石則
3 可燃性ガス	アセチレン、水素等	一般則
4 毒性ガス	硫化水素、塩素、クロルメチル等	一般則
5 可燃性ガス・毒性ガス	アンモニア、酸化エチレン等	一般則
6 特殊高圧ガス	アルシン、ジシラン、ジボラン等	一般則
7 酸素	酸素	一般則
8 その他のガス	窒素、二酸化炭素等の不活性ガス、空気等	一般則

(2) 次に掲げる高圧ガスの販売は、届出不要です。

第1種製造者が製造した高圧ガスをその製造事業所において、販売する場合

次の高圧ガスを貯蔵数量が常時容積5 m³未満の販売所において販売する場合

ア) 医療用の高圧ガス（薬事法に規定する医薬品等。なお、在宅酸素療法用の液化酸素は届出が必要）

イ) 内容積300 ml以下の容器内における高圧ガスであって、温度35℃において2.0 MPa以下のもの

ウ) 消化器内における高圧ガス

エ) 内容積1.2 l以下の容器内における液化フルオロカーボン

オ) 自動車又はその部品内における高圧ガス

カ) 通商産業大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス

6 提出書類

- (1) 高圧ガス販売事業届書（様式1）
- (2) 販売計画書（様式2）
- (3) 販売所の案内図

規則で定めるガスを販売する場合、高圧ガス販売主任者の選任が販売開始要件になりますので、「高圧ガス販売主任者届」も併せて提出してください。

7 提出書類の作成要領

- (1) 高圧ガス販売事業届書（様式1）の作成要領

名 称

法人にあっては法人名称に加えて販売所名まで記載すること。個人にあっては販売所名を記載すること。

[例] 法人： 株式会社 販売所 個人： 販売所

事務所所在地

法人にあっては登記してある本社事務所の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記載すること。

販売所所在地

高圧ガスの販売を行おうとする所在地を記入すること。

販売をする高圧ガスの種類

取り扱う高圧ガスの具体的な名称を記載すること。

- (2) 販売計画書（様式2）

販売の目的

販売の目的を具体的に記載し、主な販売先、販売する地域等についても明記すること。

販売の方法

ア) 販売の形態

小売、卸売等の別及び容器による販売、その他ローリーによる販売等を明記すること。

イ) 保安台帳の様式

「別紙のとおり」と記載し、その様式を添付すること。

なお、様式は使用予定の任意のものでもよい。

[必要な項目]

-) 引渡先の名称及び所在地
-) 引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
-) 引き渡した容器の種類及び数量
-) 消費者に直接販売する場合は、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
-) 卸売業にあつては、引渡先の許可年月日

ウ) 帳簿の様式

「別紙のとおり」と記載し、その様式を添付すること。

なお、様式は使用予定の任意のものでよい。

[必要な項目]

-) 高圧ガスを容器により授受した場合
 - ・ 充てん容器の種類及び数
 - ・ 販売の年月日
 - ・ 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスは充てん質量）
 - ・ 販売の年月日
 - ・ 販売先
-) 周知を行った場合
 - ・ 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 周知をした者の氏名
 - ・ 周知の年月日

エ) 容器の引渡し

高圧ガス販売主任者届

販売事業者が、高圧ガス販売主任者を選任又は変更に伴い選・解任し、法第28条第3項において準用する法第27条の2第5項の規定に基づいて、県知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 (新規選任)原則として事業開始の日の10日前までに行うこと。
(変更選解任)変更が生じたときに遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 販売事業の届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部(1部は届出者への返戻用になります。)
- 5 提出書類一覧

高圧ガス販売主任者届書(様式3)のほか、次のような書類が必要になります。

一般高圧ガス(アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランに限る)の販売の場合	高圧ガス製造保安責任者免状(甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械)又は第一種販売主任者免状の写し
液化石油ガスの販売の場合	高圧ガス製造保安責任者免状(甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械、丙種化学(特別を除く))又は第二種販売主任者免状の写し

6 留意事項

販売主任者は、実務経験としてその取り扱う高圧ガスの製造又は販売に関する6月以上の経験が必要になります。

販売に係る高圧ガスの種類変更届

販売業者が、販売をする高圧ガスの種類を変更したとき、法第20条の7の規定に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 販売事業の届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類

(1) 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（様式4）

(2) 高圧ガスの種類の変更状況表（様式5）

6 提出書類の作成要領

(1) 販売に係る高圧ガスの種類変更届書

「高圧ガスの種類の変更内容」には、変更になるガスの種類のみを記載すること。

（例：酸素の追加 等）

(2) 高圧ガスの種類の変更状況表

変更前及び変更後の販売をする全ての高圧ガスの種類を記載すること。

代表者等変更届

販売業者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 届出単位 販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 販売事業の届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式6）のほか、次のような書類が必要になります。

区分	変更の内容	必要添付書類
法人の場合	名称及び事務所所在地の変更	登記事項証明書
	代表者の変更	登記事項証明書
	販売所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は販売所所在地の変更	市町村発行の証明書
個人の場合	事務所所在地の変更	住民票
	同一人で氏名の変更	戸籍謄本又は抄本
	販売所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は販売所所在地の変更	市町村発行の証明書

注) 代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に委任状を提出することが望ましい。

高圧ガス販売事業承継届

高圧ガス販売事業の地位を承継した者が、法第20条の4の2に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 承継を受けた事業者が販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 販売所の所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は申請者への返戻用となります。）
- 5 提出書類

高圧ガス販売事業承継届書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 添 付 書 類
法人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	登記事項証明書
	譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	合併又は分割の場合
	登記事項証明書
	合併又は分割の事実を証明する書面（契約書の写し、議事録の写し等）
個人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	住民票
	譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	相続の場合
	住民票
	戸籍謄本
	相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

ここでいう分割とは、その事業の全部を承継させるものに限りません。

なお、相続とは、販売所の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなしません。

高圧ガス販売事業廃止届

販売業者が、高圧ガスの販売事業を廃止したとき、法第21条第5項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 販売所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 販売事業の届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は申請者への返戻用となります。）
- 5 提出書類 高圧ガス販売事業廃止届書（様式8）によること。

